

# 山添村古文書調査だより

奈良大学文学部史学科研究チームと山添村教育委員会による共同調査・研究



2024年9月10日（火）～11日（水）の2日間にわたって、山添村教育委員会のご協力で古文書調査を実施することができました。奈良県山辺郡山添村での古文書調査は、19回目となりました。

今回も調査場所として山添村生涯学習施設 東豊館（東豊ベース）を使用させていただくことができました。

整理したのは、作業が途中になっていた勝原区有文書と新たにお借りした葛尾観音寺文書です。

勝原区有文書は、近代の公的な文書が中心で農業関係、土木関係、生活改善運動関係などの簿冊が多数ありました。

観音寺は、真言宗の御室派に属する寺院でした。三和流神道の伝法灌頂に関する印信などが残されていました。

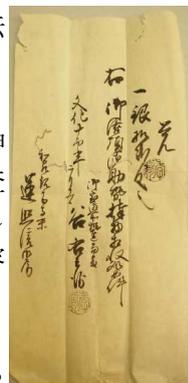
複数の末寺があったようで、葛尾観音寺文書には、本寺の仁和寺や末寺との間で交わされた近世文書もありました。宝暦6年（1756）に作成された大野寺（現・宇陀市）が、寺の由緒とともに、現時点での窮状を訴え、1石あたり1合の赦免か夏秋の「初尾」徴収を許してもらいたいと願い出た際の文書もありました。



また、嘉永7年（1854）6月に発生し、伊賀上野城も含めて多大な被害があった伊賀上野地震にもともなって作成された書状もありました。これは、8月になってようやく本寺の仁和寺に被害状況を報告するために書かれた書状の下書きでした。ここには、14日夜半に「大地震」が発生し、20日まで余震がやまなかったこと、本堂・庫裏の屋根瓦が落下し、石垣が崩落したこと、本尊はいち早く救出し損傷がなかったことなど、当時の状況が生々しく報告されていました。嘉永7年（1854）は、この後に南海トラフを震源とする、安政東海地震や南海地震も発生しており、災害史のなかでも注目されている時期にあたります。伊賀上野地震の被害を当事者が記した本史料は歴史災害の研究にも資する貴重な史料だといえます。

仁和寺から末寺から納められた「灌頂御助成」銀の受取書も複数点が残されていました。性信法親王七百五十回遠忌などの節目に仁和寺では大規模な法会が行われており、そのための資金として末寺に献納を求めているようです。仁和寺から大和国の末寺へ、そして葛尾観音寺から蓮照院・長刀寺へと、こうした資金提供を求める触れが伝達されていた様子もわかります。

また、「巳六月廿日」に「神仏混淆」状況について調査と報告を求める廻状の写しも残されていました。内容から「巳」は明治2年（1869）のものとわかります。ここでは、京都府と智積院から





調査を命じられ、それにともない「城和村々」でも詳細調査が命じられていたようです。近代初頭における奈良県内における神仏分離の実態をうかがわせる貴重な史料ということができそうです。

弘法大師の板木も残されていましたが、これは摺ってお札などをつくるために使われたものと思われます。



このほか、寺院関係の文書だけでなく、葛尾区で作成保管されていた近現代の公文書も多数含まれています。

そのなかには、昭和 30～40 年代の国民年金手帳や、昭和 50 年代の国民年金保険料の領収証も、束になって残されていました。本来ならば、個人の手元に残されて然るべきこれらの文書が、なぜ区有文書として保管されてきたのか、戦後における大字自治の行政機能を考えるうえで興味深いところです。



今回も日帰りのため作業時間も少なくなりましたが、参加学生のみなさんの努力により、調査は予想以上に進捗しました。

勝原区有文書で整理をしたのは、箱 3～9、計 403 点（作業終了）、箱 10 計 18 点（作業途中）、葛尾観音寺文書は箱 1～3 計 369 点。2 日間で総計 790 点のカードをとることができました。

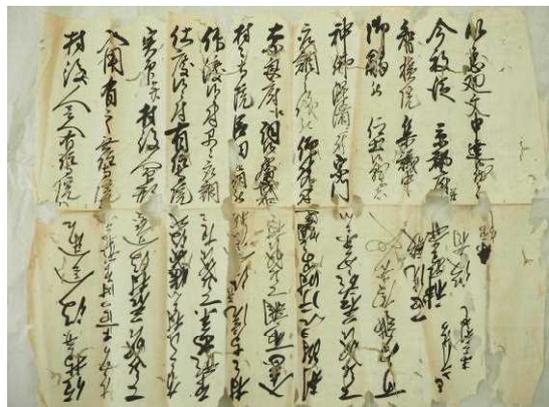
調査参加者は、本学学生有志延べ 42 名（10 日は 22 名、11 日は 20 名）です。こうした古文書の整理作業は初めてという 1 年次生の参加もありましたが、次第にくずし字で書かれた古文書を読み、カード化す

る作業にも慣れてきたようで、2 日目にはかなりの量の史料を整理してくれました。



教員は井岡康時、河内将芳、木下光生、外岡慎一郎、森川正則、村上紀夫の 5 名があたりました。

山添村での調査は今後も継続していきたいと考えています。調査にあたって便宜を図って下さったご所蔵者と山添村教育委員会の皆様にお礼申し上げます。



以急廻文申達候、然者今般從、京都府并智積院集議中、御触被、仰出候、就而者神仏混淆二付、宗門取調之儀被仰付候二付、奈良府江何候処、城和村々寺院巨細取調被仰渡候二付、早々取調仕度候二付有住寺院実印并村役人印形入用有之、無住寺院者村役人老人、有住寺院へ住持并役人老人来ル廿五日正四ツ時、印形持參可被成候、若村役人差支有之候村者、隨成役代印形持參可被成候、左二村々寺院并役人不洩様入念取調可被成候、村々割附ヲ以片時早々順達可被成候、若於不參者可為越度者也

巳六月廿日 一心院殿  
未上刻出シ 神野寺役者  
朱印有之